

印西市立木刈小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<定義に基づくいじめの判断>

いじめの定義については、千葉県いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）第2条により法と同様の定義がなされている。また「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定。以下「国基本方針」という。）によって次の①～⑨に記載されている。

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- ③本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ④いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。
- ⑤「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ⑥「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑦インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑧いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
- ⑨具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) 基本理念

※『いじめ防止対策推進法』第3条を参考にし、各学校で定める

いじめは本校でも、またどの児童生徒にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての児童生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

(2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

①いじめの防止

- ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

②早期発見

- ・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③適切な対応

- ・ いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・ 保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・ 市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

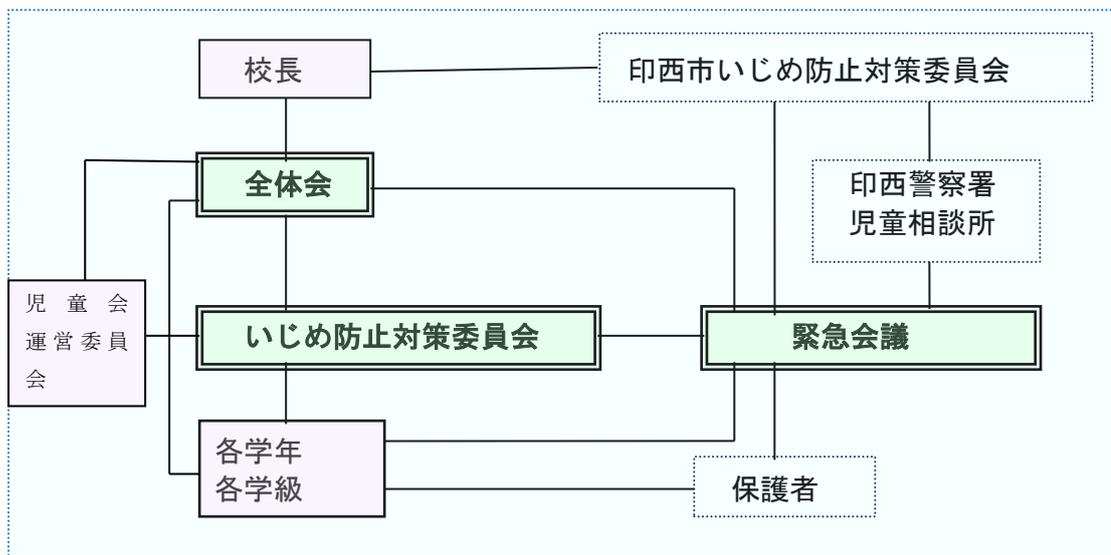
④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。

⑤重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「生徒指導会議（全体会）」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 生徒指導会議（全体会） < 全教職員が参加 >

- ①基本方針の策定
- ②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）
- ③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収

集・情報交換等)

- ④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（児童会活動の支援・行事の実施等）
- ⑥保護者・関係機関との連携

(2) 「いじめ防止対策委員会」 < 委員会の構成員 >

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。
日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3) 「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、

保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等 >
重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

4 中心組織の役割について

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、道徳推進教員、養護教諭、学校区 SC、本校 SC、学年主任

(2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること
(年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等)
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
(年2回アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等)
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
(事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定
いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・)

- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価
- ⑦ いじめの相談・通報窓口（Web とポスト）
- ⑧ 学校いじめ基本方針の見直し

(3) 「いじめ防止対策委員会」の開催

※週1回の打ち合わせでいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と共通理解。

5 基本的施策

(1) いじめを未然に防止する

① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

② 心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて**道徳教育・人権教育の充実**を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
- ・特別支援学級との交流の場を設け、互いに理解し合える関係を構築する。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。

④ 行事、児童会活動等を通じた児童への指導

- ・児童によるいじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、全校集会、児童集会等で、児童への指導を継続的に行う。

⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。(facebook、Instagram、Twitter、Line、You tube)

(2) いじめを早期に発見する

① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・児童対象のいじめアンケート調査 年2回（ 5月、11月 ）
- ・教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査
年2回（ 5月、11月 ）

② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・校内に相談ポスト・Web 相談を設置し、児童の悩みや訴えを受けて迅速に対応する。
- ・学校区スクールカウンセラーを活用する。
- ・各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室、文部科学省 24 時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供をする。
- ・定期的に教育相談を行い、児童の悩みや変化に迅速に対応する。

③ いじめ相談・通報窓口の設置

相談担当・相談箱・ネット相談窓口等の設置と周知

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために、組織体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- ・ SOS の出し方教育を行い、SOS が出せる環境を整える。
- ・ 速やかに管理職と生徒指導主任に報告し、「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・ いじめられた児童を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

指導体制、方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という意識を待たせる。

保護者との連携

- ・ 直接会って、状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

事後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。(最低3ヶ月経過観察し、その後も注視していく)
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

いじめ発見時の緊急対応

発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

情報収集

- ・事情聴取をする。
- ・いじめに関わる情報を収集する。

管理職への報告

- ・いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

(4) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

① ネットいじめに関する教職員研修の充実と印西市教育委員会との連携

② 児童への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。

※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用

③ 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催

7 重大事案（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（30日以上）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ防止対策委員会」）に速やかに報告する。

(2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」（仮称）を設置し、対応する。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

(3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童や保護者の所見を希望により、添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

(7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う

※「重大事案」とは下記の項目を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
例えば、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合など
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

- (1) いじめの防止・早期発見に関する取り組みに関すること
 (2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導会議（全体会）及び定例会議 SOSの出し方教育（各学級） 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営説明会
5月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導会議（全体会）及び定例会議 授業参観 教育相談習慣 児童アンケート調査・面談実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「貝がら」3年 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導会議（全体会）及び定例会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクールか授業参観で、1回は道徳授業を実施する。 ●「ほっとけないよ」4年 ●「言葉のおくりもの」5年 ●「友達だからこそ」6年 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導会議（全体会）及び定例会議 命を大切にするキャンペーン 児童アンケート調査実施 教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ●「となりのせきのますだくん」2年 ●「プロレスごっこ」4年 ●「SNSいじめ」5年 ・明るい社会づくり作文（4年～6年） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導会議（全体会）及び定例会議 人権・いじめ・ネットに関する研修 事例研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ごみすて」2年 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導会議（全体会）及び定例会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●「悪いのはわたしじゃない」3年 ●「ひきょうだよ」6年 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価Ⅰ結果公表

	・SOSの出し方教育（全校）	●1～6年命に関する道徳を全学年行う。	
10月	・生徒指導会議（全体会）及び定例会議	●「いっしょにあおぼう」1年 ・道徳授業参観	
11月	・生徒指導会議（全体会）及び定例会議 ・児童アンケート調査実施 ・命を大切にするキャンペーン ・人権週間 ・授業参観 ・教育相談週間	●「ダメ！」1年 ●「友達だからこそ」4年 ・人権標語募集（全校）	・個人面談
12月	・生徒指導会議（全体会）及び定例会議	●「ネット上の友達」5年	・学校評価
1月	・生徒指導会議（全体会）及び定例会議		
2月	・生徒指導会議（全体会）及び定例会議 ・児童アンケート調査実施 ・授業参観 ・教育相談週間	・SNS講座（6年）	・学校評価結果公表
3月	・生徒指導会議（全体会）及び定例会議		・保護者会

※ ●は道徳資料名